

件名	愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
主管課	市町振興課（選挙管理委員会）
根拠法令等	公職選挙法の一部を改正する法律（令和7年法律第20号） （令和7年4月2日公布、令和8年1月1日施行） 公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号） （令和7年6月4日公布、施行）

【改正の概要】

愛媛県知事の選挙における個人演説会告知用ポスターを廃止するとともに、愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額を引き上げようとするもの

1 選挙運動用ポスターの規格統一に伴い、個人演説会告知用ポスターを廃止する。

区分	種類	備考
改正後	○個人演説会告知用ポスター ※廃止	/
	○選挙運動用ポスター 長さ42cm×幅40cm以内	
現行	○個人演説会告知用ポスター 長さ42cm×幅10cm以内	2つのポスターを合わせて作成し、42cm×40cm以内のポスターを掲示することができる。
	○選挙運動用ポスター 長さ42cm×幅30cm以内	

2 選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度

区分	公費負担の限度額（1枚当たり単価）	備考
改正後	○作成枚数が5万枚以下の場合 8円38銭	公費負担の限度額は、公職選挙法施行令第109条の8において準用する同令第109条の7に規定する国政選挙における額と同じである。
	○作成枚数が5万枚を超える場合 $8円38銭 \times 50,000枚 + 5円62銭 \times (\text{作成枚数} - 50,000枚)$ 作成枚数	
現行	○作成枚数が5万枚以下の場合 7円73銭	
	○作成枚数が5万枚を超える場合 $7円73銭 \times 50,000枚 + 5円18銭 \times (\text{作成枚数} - 50,000枚)$ 作成枚数	

3 選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度

区分	公費負担の限度額（1枚当たり単価）	備考
改正後	○ポスター掲示場数が500以下の場合 $586円88銭 \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250円$ ポスター掲示場数	公費負担の限度額は、公職選挙法施行令第110条の4に規定する国政選挙における額と同じである。
	○ポスター掲示場数が500を超える場合 $586円88銭 \times 500 + 30円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 316,250円$ ポスター掲示場数	
現行	○ポスター掲示場数が500以下の場合 $541円31銭 \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250円$ ポスター掲示場数	
	○ポスター掲示場数が500を超える場合 $541円31銭 \times 500 + 28円35銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 316,250円$ ポスター掲示場数	

施行日	1については令和8年1月1日 その他については公布の日
-----	--------------------------------

【その他参考事項】